

# 募集定員に関する試算について

(平成24年度から研修を開始する研修医を対象)

## 1. 都道府県別の募集定員上限について (a)

(試算に当たっての考え方)

### (1) 激変緩和措置を適用する場合【試算1-a】

○研修医受入実績、人口、医学部定員、面積等について直近の数値を反映。

【出典データ】

\*人口・・・平成21年度人口推計(総務省統計局)

\*医学部定員・・・平成23年度医学部入学定員の増員計画(文部科学省高等教育局)

\*面積当たりの医師数

・医師数・・・平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査

(厚生労働省大臣官房統計情報部)

・面積・・・全国市町村要覧 平成22年版(総務省自治行政局)

○都道府県別の募集定員上限に関する激変緩和措置を適用。

### (2) 激変緩和措置を適用しない場合【試算2-a】

○都道府県の募集定員上限に関する激変緩和措置を適用しない。

○その他は【試算1-a】と同じ前提で試算。

## 2. 臨床研修病院の募集定員について (b)

(試算に当たっての考え方)

### (1) 激変緩和措置を適用する場合【試算1-b】

○都道府県の募集定員上限、病院の募集定員の算定に激変緩和措置を適用。

○平成22年度のマッチングの結果を平成23年度の採用実績とみなすとともに、防衛医科大学校、自治医科大学の学生の研修予定病院を勧案。

○医師派遣等の加算については、平成23年度における臨床研修の募集定員の算定時と同じ値を加算。

○各都道府県における募集定員は、平成23年度の臨床研修において各病院が希望した募集定員を勧案。

※最終的な募集定員は試算した値に産科・小児科プログラム分の定員を加えたものとなる。

### (2) 激変緩和措置を適用しない場合【試算2-b】

○都道府県の募集定員上限、病院の募集定員の算定に激変緩和措置を適用しない。

○その他は【試算1-b】と同じ前提で試算。